

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 13 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500946号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600079号

第1 結論

1 請求期間②から⑦までについて、請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を20万8,000円、平成17年6月30日の標準賞与額を17万1,000円、同年12月16日の標準賞与額を19万4,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を18万5,000円、平成19年6月29日の標準賞与額を19万5,000円、同年12月19日の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年7月2日から平成14年3月1日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年6月30日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年6月28日
⑥ 平成19年6月29日
⑦ 平成19年12月19日

平成13年7月2日からA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、平成14年3月1日から加入した記録となっている。請求期間①の8か月間は、B支社の和食レストランの料理人として働いていた時期であり、平成14年3月はC支社に異動した時期である。

間違いなく平成13年7月2日から勤務していたので、正しい取得日の記録に訂正してほしい。
請求期間②から⑦までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②、③及び④について、D市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間②、③及び④に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間⑤及び⑦について、上記資料及び陳述並びに請求者の給与振込口座に係るE銀行株式会社から提出された同行F支店における請求者の普通預金元帳から判断すると、請求者は、請求期間⑤及び⑦に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、D市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し及びA社の経理担当者の陳述から、請求期間⑤及び⑦に係る標準賞与額については、上記資料及び陳述並びに請求者の給与振込口座に係るE銀行株式会社から提出された同行F支店における請求者の普通預金元帳から、請求期間②の標準賞与額を20万8,000円、請求期間③の標準賞与額を17万1,000円、請求期間④の標準賞与額を19万4,000円、請求期間⑤の標準賞与額を18万5,000円、請求期間⑦の標準賞与額を19万5,000円とすることが妥当である。

請求期間⑥について、請求者の給与振込口座に係るE銀行株式会社から提出された同行F支店における請求者の普通預金元帳、D市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間⑥の標準賞与額については、上記資料及び陳述から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の回答により、請求者は請求期間①にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主からは回答が得られず、当時の事業所における社会保険の適用方法、請求者に係る資格取得日の届出及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、複数の同僚は「中途採用者は試用期間経過後に社会保険加入できたと思う。」と回答しており、そのうちの一人は、「中途採用者でも人によって違っていた。」と回答しているところ、中途採用の複数の同僚の記録において、当該同僚がそれぞれ記憶する入社日と社会保険の資格取得日がほぼ一致している一方で、入社日から、約5か月から2年程度経過後に社会保険の資格を取得した記録となっている同僚もあり、A社は社会保険の適用について、すべての従業員について必ずしも同じ取り扱いではなかった様子がうかがえる。

さらに、請求者は、「B支社に勤務していた当時、手を怪我して病院に通ったが、健康保険証を持っていなかったため、会社の担当者に話したところ、忘れていたのですぐに手配する旨話があったが、結局は自費で治療費を支払った。」と陳述しており、A社は、請求者に対し入社と同時に社会保険に加入させていなかった様子がうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500955号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600080号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月27日の標準賞与額を3万円、平成16年12月15日の標準賞与額を11万9,000円、平成17年6月30日の標準賞与額を12万7,000円、同年12月16日の標準賞与額を11万8,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を12万7,000円、平成19年6月29日の標準賞与額を14万円、同年12月19日の標準賞与額を12万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月27日、平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月27日、平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月27日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年6月30日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年6月28日
⑥ 平成19年6月29日
⑦ 平成19年12月19日

A社の被保険者期間のうち、請求期間①から⑦までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給与振込口座（株式会社B銀行C支店）の預金通帳の写し、D町役場からの請求者に係る所得照会（回答）から判断すると、請求期間①に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②について、E町役場からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、A社の経理担当者の陳述（以下「賞与関連資料及び経理担当者の陳述」という。）及び複数の同僚のオンライン記録から判断すると、請求者は、請求期間②に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間③、④及び⑤について、請求者が所持する当該請求期間の賞与支給明細書により、請求者は請求期間③、④及び⑤に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間⑦について、株式会社B銀行から提出された同行C支店における請求者の「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「預金共通月中異動及び残高明細表」という。）、賞与関連資料及び経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間⑦に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、請求者の給与振込口座の預金通帳の写し及びD町役場からの請求者に係る所得照会（回答）から、請求期間②に係る標準賞与額については、賞与関連資料及び経理担当者の陳述から、請求期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与支給明細書から推認できる保険料控除額から、請求期間⑦に係る標準賞与額については、預金共通月中異動及び残高明細表、賞与関連資料及び経理担当者の陳述から、請求期間①の標準賞与額を3万円、請求期間②の標準賞与額を11万9,000円、請求期間③の標準賞与額を12万7,000円、請求期間④の標準賞与額を11万8,000円、請求期間⑤の標準賞与額を12万7,000円、請求期間⑦の標準賞与額を12万6,000円とすることが妥当である。

請求期間⑥について、預金共通月中異動及び残高明細表、賞与関連資料及び経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間⑥の標準賞与額については、預金共通月中異動及び残高明細表、賞与関連資料及び経理担当者の陳述から、14万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められな

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501013号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600078号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和48年10月1日から昭和49年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和48年10月1日から昭和49年8月1日までの標準報酬月額については、昭和48年10月は9万2,000円から13万4,000円、同年11月から昭和49年7月までは9万2,000円から20万円とする。

昭和48年10月から昭和49年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月1日から昭和49年8月1日まで

C厚生年金基金から、請求期間に係る標準給与月額が国の記録と相違しているという連絡があった。A社に勤務していた時の給与明細書は残っていないが、基金の記録が正しいと記憶しているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和48年6月9日の資格取得から昭和49年8月1日の随時改定まで9万2,000円と記録されており、昭和48年10月1日の定時決定に係る記録がないことが確認できる。

しかしながら、A社が加入するC厚生年金基金から提出された請求者に係る「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」には、請求期間の標準給与月額について、昭和48年10月1日から同年11月1日までは13万4,000円、同年11月1日から昭和49年8月1日までは20万円と記録されていることが確認できる。

また、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(昭和48年法律第92号)の施行に伴い、昭和48年11月1日から標準報酬月額の最高等級が引き上げられたことを受けて、同年10月1日の定時決定の基礎となった報酬月額が上限額を超えており、最高等級(13万4,000円)に該当していた者については、当該定時決定の際、届けられた報酬月額に基づき、社会保険事務所(当時)が職権により同年11月1日の標準報酬月額を改定することとされ、厚生年金基金

においても同様の取扱いとされていた。

さらに、B社は、請求期間当時、厚生年金基金及び社会保険事務所に対する厚生年金保険に係る届出書は複写式であり、同一内容の届出を厚生年金基金及び社会保険事務所にそれぞれ提出していたと思われる旨回答しているところ、C厚生年金基金は、請求期間当時、届出書は当該基金と社会保険事務所は複写式であった旨回答しており、双方の回答内容は一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、C厚生年金基金に届け出た標準給与月額と同額と認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和48年10月1日から同年11月1日までは13万4,000円、同年11月1日から昭和49年8月1日までは20万円に訂正することが必要である。